



# おにぎり通信

2013年6月8日（土曜） 四ツ谷おにぎり仲間

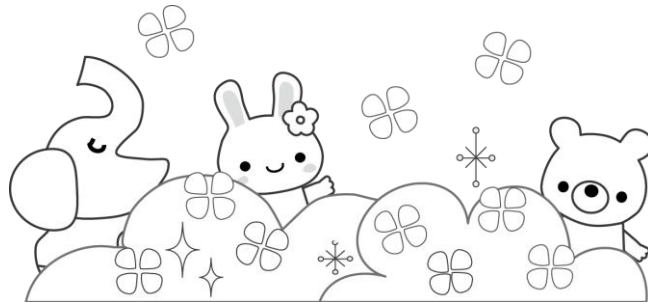
こんにちは！私たちは毎週土曜日に、四ツ谷周辺と銀座・日比谷公園、東京駅周辺で生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。

関東もいよいよ梅雨入りしました。今年の梅雨入りは5月29日で、過去3番目の早さだそうです。

梅雨入りが早いと梅雨明けも早いのか、と思いきや、過去のデータからはそのようなことはないらしく、今年は長い梅雨になりそうです。

梅雨に入るとじめじめするので、食中毒が起こりやすくなります。

皆さん、おにぎりは必ずその日のうちにお召し上がりください。



☆＜5月27日 福祉行動報告＞ どなたもお見えになりませんでした。

次回の福祉行動：6月10日（月）

朝8時30分までに東京駅丸の内北口の地下・喫煙所脇の車輪のところに集合です。

病気やケガの治療を希望される方や、体を休めたい方と一緒に福祉事務所まで、ボランティアが同行いたします。福祉行動は原則として毎週月曜日に行います。福祉行動は参加されるそれぞれの方が、ご自身の希望をご自身の言葉でハッキリと福祉事務所に伝えることにより成り立ちます。

最寄の福祉事務所

中央区福祉事務所・・・中央区築地 1-1-1 中央区役所4階

千代田区福祉事務所・・・千代田区九段南 1-2-1 3階

## 生活保護法改正案 国会の委員会で可決

最近話題になっていた、生活保護の受給者の自立支援策や不正受給の罰則を強化することなどを盛り込んだ生活保護法の改正案は、衆議院厚生労働委員会で、一部修正のうえ賛成多数で可決されました。

生活保護法の改正案では、受給者の増加に歯止めをかけるために、受給者が保護から脱却することができた場合に新たな給付金を支給するなどの自立支援策や、不正受給に対する罰則を「3年以下の懲役または100万円以下の罰金」に引き上げることなどが盛り込まれています。

この改正案には当初、生活保護を申請する際に、資産や収入などを記した書類を提出することが定められていましたが、「申請が門前払いされるおそれがある」という指摘を踏まえ、「特別の事情があるときは、提出しなくてもよい」などとする修正が加えられました。

これらの法案は来週の衆議院本会議の採決を経て参議院に送られ、今の国会で成立する見通しです。

このニュースを聞いて、生活保護申請の際に資産や収入を記した書類の提出が義務化されず、本当に良かったと思っています。一刻を争うほど生活に困窮している人が、そのような書類を提出するのは無理だからです。

とはいえ、役所の窓口で「貴方は『特別な事情』がないのだから書類を提出してください。」と言われる可能性は十分に考えられるので、いわゆる『水際作戦』を防ぐことはできそうにありません。

生活保護を受ける権利が生活困窮者全員に保障されるような制度であり続けるために、私達は生活保護法の「改正」について、注意深く確認していく必要があります。



おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せずに、ゴミ箱に入れるなどして片付けにご協力をお願いいたします。

おにぎりはかならずその日のうちにお召し上がり下さい。

受け取るのは、1人1個でお願いいたします。

よつや なかま れんらくさき いわた  
四ツ谷おにぎり仲間 連絡先:090-4959-0652(岩田)